

運賃及び料金の適用方法(例)

I 運賃の適用方法

1. 2等旅客運賃

- (1) 片道2等旅客運賃は、旅客が2等の船室に片道1回乗船する場合に適用する。
- (2) 往復2等旅客運賃は、旅客が2等の船室に往復1回乗船する場合に適用する。
- (3) 2等旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

2. 1等旅客運賃

- (1) 片道1等旅客運賃は、旅客が1等の船室に片道1回乗船する場合に適用する。
- (2) 往復1等旅客運賃は、旅客が1等の船室に往復1回乗船する場合に適用する。
- (3) 1等旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

3. 特等旅客運賃

- (1) 片道特等旅客運賃は、旅客が特等の船室に片道1回乗船する場合に適用する。
- (2) 往復特等旅客運賃は、旅客が特等の船室に往復1回乗船する場合に適用する。
- (3) 特等旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

4. 小児旅客運賃

- (1) 次の旅客には、小児旅客運賃を適用する。
 - ① 小学校に就学している小児
 - ② 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児
 - ③ 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児であって大人1名につき1人を超えるもの
- (2) 1歳未満の小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児(団体として乗船するものを除く。)の運賃であって大人1名につき1人分は、無料とする。ただし、これらの小児が指定製の座席又は寝台を別に使用する場合は、小児旅客運賃を適用する。
- (3) 小児旅客運賃は、大人運賃の半額とし、10円未満のは数は、5円以上は切り上げ、5円未満は切り捨てる。

5. 定期旅客運賃

定期旅客運賃は、旅客が同一区間を一定の期間内に不定回数乗船する場合に適用する。

- (1) 通勤定期旅客運賃は、通勤旅客に適用する。
- (2) 通学定期旅客運賃は、次に掲げる学校等の学生及び生徒等が本人所属の学校長等から交付を受けた通学証明書を提出した場合又は通学定期乗船券購入兼用の身分証明書を提示した場合に適用する。
 - ① 学校教育法第1条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園(通信教育を含む。)
 - ② 上記①以外の国公立の学校
 - ③ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校
 - ④ 児童福祉法第39条の保育所

- (3) 特殊定期旅客運賃は、通院又は物品の販売等のため乗船する旅客で、当社において指定する者に適用する。

6. 回数旅客運賃

- (1) 回数旅客運賃は、旅客が同一区間を多数回乗船する場合に適用する。
(2) 回数旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。
(3) 回数旅客運賃は、乗船区間の片道旅客運賃及び料金の10倍の額とし、券片数は1枚とする。

7. 団体旅客運賃

- (1) 一般団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の旅客が乗船する場合に適用する。
(2) 学生団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の次に掲げる学校等の学生及び生徒等とその付添人で、これらの者が所属する学校等の長から申込みのあった場合に適用する。
① 学校教育法第1条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園（通信教育を含む。）
② 上記①以外の国公立の学校
③ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校
④ 児童福祉法第39条の保育所

8. 大口顧客に対する旅客運賃

大口顧客に対する旅客運賃は、一定の期間内に一定数以上の旅客が乗船する場合に適用する。

9. 受託手荷物運賃

- (1) 受託手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する手荷物1個を、片道1回運送する場合に適用する。
(2) 受託手荷物券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

10. 特殊手荷物運賃

- (1) 特殊手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する特殊手荷物1車両を、片道1回運送する場合に適用する。
(2) 特殊手荷物券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

11. 小荷物運賃

小荷物運賃は、荷送人から運送の委託を受けた小荷物1個を、片道1回運送する場合に適用する。

12. 自動車航送運賃

- (1) 片道自動車航送運賃は、自動車1台及び2等の船室に当該自動車の運転者1名が片道1回乗船する場合に、次の自動車の長さに応じて適用する。
① 当該自動車の道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載された長さ
② 当該自動車がけん引自動車に連結した状態において乗船する場合には、当該連結

した状態における自動車の長さ

- ③ 当該自動車が荷物を前後又は前若しくは後にはみだして積載した状態において乗船する場合には、当該自動車の長さには、はみだして積載されている部分の荷物の長さを加えた長さ
- ④ 前各号以外の自動車等にあつては、当該自動車等を実測した長さ
- (2) 乗用自動車航送運賃は、次の自動車に適用する。
- ① 自動車登録規則別表第2

自動車の範囲	分類番号
人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車	3、30から39まで、 300から399まで、 30Aから39Zまで、 3A0から3Z9まで及び 3AAから3ZZまで
貨物の運送の用に供する小型自動車	4、6、40から49まで、 60から69まで、 400から499まで、 600から699まで、 40Aから49Zまで、 60Aから69Zまで、 4A0から4Z9まで、 6A0から6Z9まで、 4AAから4ZZまで及び 6AAから6ZZまで
人の運送の用に供する小型自動車	5、7、50から59まで、 70から79まで、 500から599まで、 700から799まで、 50Aから59Zまで、 70Aから79Zまで、 5A0から5Z9まで、 7A0から7Z9まで、 5AAから5ZZまで及び 7AAから7ZZまで
広告宣伝用自動車、救急用自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車、上記自動車の範囲に類するもの	8、80から89まで、 800から899まで、 80Aから89Zまで、 8A0から8Z9まで及び 8AAから8ZZまで

- ② 道路運送車両法施行規則別表第2の4

自動車の用途による区分	分類番号
貨物の運送の用に供する自動車	40から49まで、 400から499まで及び

	600から699まで
人の運送の用に供する自動車	50から59まで、 500から599まで及び 700から799まで
広告宣伝用自動車、救急用自動車その他特種の用途に供する自動車で、上記区分に類するもの	80から89まで及び 800から899まで

- ③ 軍用若しくは外交官用自動車又は臨時運行の許可を受けた自動車であつて、前各号に掲げる自動車に相当するもの
- (3) 往復自動車航送運賃は、自動車1台及び2等の船室に当該自動車の運転者1名が往復1回乗船する場合に適用する。
- (4) 自動車航送券は、自動車が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

13. 回数自動車航送運賃

- (1) 回数自動車航送運賃は、同一の自動車が同一区間を多数回乗船する場合に適用する。
- (2) 回数自動車航送券は、自動車が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。
- (3) 回数自動車航送運賃は、乗船区間の片道自動車航送運賃の10倍の額とし、券片数は11枚とする。

14. 大口顧客に対する自動車航送運賃

大口顧客に対する自動車航送運賃は、一定の期間内に一定数以上の自動車が乗船する場合に適用する。

II 料金の適用方法

1. 特別急行料金は、旅客が特別急行便を片道1回利用する場合に適用する。
2. 急行料金は、旅客が急行便を片道1回利用する場合に適用する。
3. 特別船室料金は、旅客が2等、1等又は特等の船室以外の特別な船室を利用して片道1回乗船する場合に適用する。
4. 座席指定料金は、旅客が指定された座席を利用して片道1回乗船する場合に適用する。
5. 寝台料金は、旅客が指定された寝台を利用して片道1回乗船する場合に適用する。
6. 船室貸切料金は、旅客が特定の船室を定員を下回る人数で専用して、片道1回乗船する場合に適用する。
7. 手回品料金は、旅客が携帯する手回品（鞆、ハンドバック、傘等の無料の手回品を除く。）を片道1回運送する場合に適用する。
8. 前各号の料金券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

9. 小児の料金

- (1) 次の旅客には、小児の料金を適用する。
 - ① 小学校に就学している小児
 - ② 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児
 - ③ 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児であって大人1名につき1人を超えるもの
- (2) 1歳未満の小児の料金及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児（団体として乗船するものを除く。）の料金であって大人1名につき1人分は、無料とする。ただし、これらの小児が指定制の座席又は寝台を別に使用する場合は、小児の座席指定料金又は寝台料金を適用する。
- (3) 小児の料金は、大人の料金の半額とし、10円未満のは数は、5円以上は切り上げ、5円未満は切り捨てる。

Ⅲ 運賃及び料金の割引又は割増

1. 運賃及び料金の割引

- (1) 定期旅客運賃
 - ① 通勤定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。
 - イ 通用期間が1か月のものにあつては、4割引
 - ロ 通用期間が3か月のものにあつては、4割3分引
 - ハ 通用期間が6か月のものにあつては、4割6分引
 - ② 通学定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。
 - イ 通用期間が1か月のものにあつては、6割引
 - ロ 通用期間が3か月のものにあつては、6割2分引
 - ハ 通用期間が6か月のものにあつては、6割4分引
 - ③ 特殊定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。
 - イ 通用期間が1か月のものにあつては、4割引
 - ロ 通用期間が3か月のものにあつては、4割3分引
 - ハ 通用期間が6か月のものにあつては、4割6分引
- (2) 学生に対する運賃及び料金
 - ① 次に掲げる学校の学生及び生徒（小児を除く。）で、次の適用条件に定められた要件に適合する場合は、2等旅客運賃（急行便にあつては急行料金を含む。）を2割引とする。
 - イ 学校教育法第1条の中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学及び特別支援学校（通信教育を含む。）
 - ロ 上記イ以外の国公立の学校
 - ハ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校
 - ② 適用条件
片道101キロメートル以上を旅行する場合で、本人所属の学校長等から交付を受けた、所定の旅客運賃割引証を提出したものに限る。
- (3) 身体障害者に対する運賃及び料金
身体障害者及びその介護者に対する運賃及び料金の割引は、次に定めるところによる。

① 適用方法

身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

イ 第1種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

- (イ) 視覚障害 1級から3級及び4級の1
- (ロ) 聴覚障害 2級及び3級
- (ハ) 肢体不自由・上肢 1級、2級の1及び2級の2
 - ・下肢 1級、2級及び3級の1
 - ・体幹 1級から3級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 }
 - ・上肢機能 1級及び2級
 - ・移動機能 1級から3級
- (ニ) 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
 - ・心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害 1級、3級及び4級
 - ・ぼうこう又は直腸の機能障害 1級及び3級
 - ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 1級から4級
- (ホ) 肝機能障害 1級から4級
- (ヘ) 前各号の障害の種類を2つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級に準ずるもの

ロ 第2種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

- (イ) 視覚障害 4級の2、5級及び6級
- (ロ) 聴覚又は平衡機能障害・聴覚障害 4級及び6級
 - ・平衡機能障害 3級及び5級
- (ハ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 3級及び4級
- (ニ) 肢体不自由・上肢 2級の3、2級の4及び3級から6級
 - ・下肢 3級の2、3級の3及び4級から6級
 - ・体幹 5級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 }
 - ・上肢機能 3級から6級
 - ・移動機能 4級から6級
- (ホ) ぼうこう又は直腸の機能障害 4級

(注) 上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号による。

② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

イ 適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、身体障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。

※当該規定については、上記文言をそのまま使用するのではなく、具体的な適用対象者の確認方法を記載すること。

ロ 介護者については、身体障害者1名について当社において介護能力があると認められた介護者1名が、当該身体障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

ハ 身体障害者が盲ろう者であって、当該盲ろう者の通訳・介助員については、当該盲ろう者1名について当社において通訳・介助能力があると認められた通訳・介助

員2名までが、当該盲ろう者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

運賃及び料金の割引の内容は次のとおりとする。

イ 身体障害者及び第1種身体障害者の介護者又は通訳・介助員の2等旅客運賃並びに急行便に係る1等旅客運賃及び急行料金については5割引とする。ただし、第2種身体障害者にあつては、片道101キロメートル以上を旅行する場合に限る。

ロ 第1種身体障害者が介護者又は通訳・介助員とともに乗船する場合には、当該身体障害者及びその介護者又は通訳・介助員の1等旅客運賃、特等旅客運賃、回数旅客運賃、特別船室料金、座席指定料金及び寝台料金については5割引とし、定期旅客運賃については3割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。

ハ 小児の第2種身体障害者の定期旅客が介護者又は通訳・介助員とともに乗船する場合には、当該介護者又は通訳・介助員の定期旅客運賃については、3割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

(4) 知的障害者に対する運賃及び料金

① 適用方法

昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

イ 第1種知的障害者とは、昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「A」のもの

ロ 第2種知的障害者とは、知的障害者であつて上記イ以外の者をいう。（療育手帳の判定欄の記述が「B」のもの）

② 適用条件

この割引の適用に当たつての条件は、次のとおりとする。

イ 適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、知的障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。

※当該規定については、上記文言をそのまま使用するのではなく、具体的な適用対象者の確認方法を記載すること。

ロ 介護者については、知的障害者1名について当社において介護能力があると認められた介護者1名が、当該知的障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

運賃及び料金の割引の内容は次のとおりとする。

イ 知的障害者及び第1種知的障害者の介護者の2等旅客運賃並びに急行便に係る1等旅客運賃及び急行料金について5割引とする。ただし、第2種知的障害者にあつては、片道101キロメートル以上を旅行する場合に限る。

ロ 第1種知的障害者が介護者とともに乗船する場合には、当該知的障害者及びその介護者の1等旅客運賃、特等旅客運賃、回数旅客運賃、特別船室料金、座席指定料金及び寝台料金については5割引とし、定期旅客運賃については3割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しな

い。

ハ 小児の第2種知的障害者の定期旅客が介護者とともに乗船する場合には、当該介護者の定期旅客運賃については、3割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

(5) 精神障害者に対する運賃及び料金

① 適用方法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる等級に分ける。

イ 1級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

ロ 2級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

ハ 3級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(注) 上記の障害の等級は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項による。

② 適用条件

イ 適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、精神障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。

※当該規定については、上記文言をそのまま使用のではなく、具体的な適用対象者の確認方法を記載すること。

ロ 介護者については、精神障害者1名について当該事業者において介護能力があると認めた介護者1名が、当該精神障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

イ 精神障害者及び精神障害者1級の介護者の2等旅客運賃並びに急行便に係る1等旅客運賃及び急行料金について5割引とする。ただし、精神障害者2級及び3級にあつては、片道101キロメートル以上を旅行する場合に限る。

ロ 精神障害者1級が介護者とともに乗船する場合には、当該精神障害者及びその介護者の1等旅客運賃、特等旅客運賃、回数旅客運賃、特別船室料金、座席指定料金及び寝台料金については5割引とし、定期旅客運賃については3割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。

ハ 小児の精神障害者2級及び3級の定期旅客が介護者とともに乗船する場合には、当該介護者の定期旅客運賃については、3割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

(6) 被救護者に対する運賃及び料金

① 適用方法

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者（以下「被救護者」という。）及びその付添人に適用する。

イ 児童福祉法第12条の4の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第41条から第44条までの各施設

ロ 生活保護法第38条の保護施設

ハ 社会福祉法第2条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの

ニ 少年院法第3条の少年院及び少年鑑別所法第3条の少年鑑別所

ホ 更生保護法第29条の保護観察所

② 適用条件

イ 本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。ただし、被救護者が行商等営利を目的として旅行する場合を除く。

ロ 被救護者の付添人については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれがあるものであり、当社において付添いが必要と認めた場合に限る。

③ 割引の内容

2等旅客運賃（急行便にあつては急行料金を含む。）を5割引とする。

(7) 往復運賃に対する割引

① 往復旅客運賃の割引率は、復路運賃及び料金の1割引とする。

② 往復自動車航送運賃の割引率は、復路運賃及び料金の1割引とする。

(8) 団体旅客運賃に対する割引

① 一般団体旅客運賃の割引率は、旅客運賃及び料金の1割引とする。

② 学生団体旅客運賃の割引率は、2等旅客運賃（急行便にあつては急行料金を含む。）を大人（付添人を含む。）については3割引、小児については1割引とする。

(9) 大口顧客に対する旅客運賃割引

○か月間の乗船者数が、○○人以上の場合の割引率は、以下のとおりとする。

○○人以上○○人未満 旅客運賃及び料金の○割引

○○人以上○○人未満 // ○割引

○○人以上 // ○割引

(10) 大口顧客に対する自動車航送運賃割引

○か月間の乗船台数が、○○台以上の場合の割引率は、以下のとおりとする。

○○台以上○○台未満 自動車航送運賃の○割引

○○台以上○○台未満 // ○割引

○○台以上 // ○割引

(11) 周遊に係る旅客運賃の割引

周遊指定地接続航路の旅客運賃及び料金の割引率は、1割引とする。

(12) 回遊に係る旅客運賃、特殊手荷物運賃及び自動車航送運賃の割引

国内の旅客航路事業者又は国内の他の交通機関との回遊運送の旅客運賃及び料金、特殊手荷物運賃及び自動車航送運賃の割引率は、1割引とする。

(13) 主催旅行契約に係る旅客運賃及び自動車航送運賃の割引

旅行業を営む者が企画する特定の往復又は回遊旅行の旅客運賃及び料金並びに自動車航送運賃の割引率は、1割引とする。

2. 運賃及び料金の割増

自動車航送運賃の割増率は、次のとおりとする。

① 自動車の幅が2.5メートルを超える自動車については、その超えている幅2.5センチメートルごとを単位として、当該自動車航送運賃の1割5分

② 自動車に積載されている荷物が当該自動車の幅を超えて積載されている場合で、当該積載されている荷物の一部が2.5メートル幅を超えて積載されているときは、当該超えている荷物の幅2.5センチメートルごとを単位として、当該自動車航送運賃の1割5分

③ カタピラを有する自動車、ロード・ローラー等船舶への乗船に著しく手数のかかる

自動車については、当該自動車航送運賃の10割

- ④ 危険物船舶運送及び貯蔵規則により、旅客との混載が禁止されている物品その他の旅客の安全を害するおそれのある物品を積載する自動車については、当該自動車航送運賃の10割

3. 運賃割引の重複適用

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する定期旅客運賃及び回数旅客運賃の割引を除いて、重複して適用しない。

4. 運賃及び料金のは数処理について

運賃及び料金は、10円を単位とし、割引後又は割増後の10円未満のは数は、切り上げとする。